

太子町トンネル個別施設計画

令和 7 年（2025 年） 9 月

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

目 次

1. 目的
2. 対象施設
3. 計画期間
4. 管理水準
5. 短期的な目標
6. 個別施設の状態等
7. 対策内容と実施時期及び対策費用

1. 目的

太子町が管理しているトンネルについて、従来の事後的な修繕から予防的な修繕へと転換し、トンネルの長寿命化並びにトンネルの修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保することを目的に本計画を策定した。

2. 対象施設

太子町が管理する道路トンネルである平石トンネルを対象とする。

トンネル名	平石トンネル
フリガナ	ヒライシトンネル
路線名	町道畑竹内線
完成年次	平成4年（1992年）3月
延長（m）	278m（太子町 172m, 河南町 106m,）
道路幅（m）	8.75m
有効高（m）	4.7m
トンネル等級	D
所在地	南河内郡太子町大字畑

3. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は10年（令和7年度～令和16年度）とする。

トンネルの状態は、年月の経過や疲労等によって時々刻々と変化するため、定期点検のサイクルを考慮したうえで計画期間を設定するが、点検の結果等をふまえながら、適宜、計画の更新が必要である。これまでの点検結果や最新の点検要領から維持管理手法の蓄積を進めながら、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

4. 管理水準

太子町では、大阪府トンネル点検要領に従い、下記①～③を実施。

- ①定期点検を5年に一回の頻度で実施する
- ②定期点検は近接目視とし、触診・打音検査等を行う
- ③点検・診断により健全度を「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」で段階的に評価する

5. 短期的な目標

●老朽化対策における基本方針

損傷が深刻化して大規模な修繕を実施する従来の事後保全型から、定期的に点検を実施して損傷が深刻化する前に修繕を実施する予防保全型への転換に努め、長寿命化及び維持修繕に係わるコストの縮減を図る。

計画的な修繕対策を実施することにより、トンネルの補修・補強に係る事業費の拡大を回避し、必要な予算の平準化を目指す。

●集約化・撤去

本施設が設置されている畑竹内線は、南河内郡を結ぶための重要な路線であり、また、周辺に他の道路トンネルは無く迂回路も少ないことから、本施設の集約化・撤去については、現状検討しない。今後、周辺道路の整備状況や交通状況等の変化があった場合は、集約化・撤去を検討することを目標とする。また、令和16年度までに維持管理費および点検費を合わせ約750万円のコスト縮減を目標とする。

●新技術等の活用

修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、令和16年度までに約1割程度費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

●費用縮減

従来の事後的な修繕から、予防的及び計画的な修繕へと転換を図り、トンネルの長寿命化により、修繕に係る費用の縮減と平準化を図ることに加え、新技術等の活用の検討を行い、令和16年度までに約1割程度費用の縮減を目標とする。

6. 個別施設の状態等

定期点検で確認したトンネルの状態については、下表に示す診断区分を用いて表し、現在の状況を整理する。太子町が管理するトンネルに求める健全度は、国が定めた考え方を基本に、以下の4段階で評価する。

区分		状態
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

太子町では、令和3年度（2021年度）に3回目の定期点検を実施し、点検結果については、以下のとおり。

材質劣化	Ⅱ	9箇所	Ⅲ	0箇所	Ⅳ	0箇所
漏水	Ⅱ	19箇所	Ⅲ	0箇所	Ⅳ	0箇所
外力	Ⅱ	0スパン	Ⅲ	0スパン	Ⅳ	0スパン

※全スパン分

トンネル の健全性	Ⅱ
--------------	---

7. 対策内容と実施時期及び対策費用

対策内容：漏水対策工事

施設名称	項目	年 度									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
平石トンネル	点検実施		● 250万円					● 250万円			
	対策実施				● 170万円	● 330万円				● 170万円	● 330万円